

裁判所法の一部を改正する法律案参照条文

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

（注）第六十七条第一項は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十八号）による改正後の規定（平成十八年四月一日施行予定）である。

第六十八条（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

二 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）

(履行延期の特約等に係る措置)

第二十六条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(債務名義のあるものを除く。)について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

三 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)(抄)

附 則

第十四条 裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける給与については、なお従前の例による。

四 廃止前の裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)(抄)

第八条 司法修習生の受ける給与の額は、当分の間、最高裁判所の定めるところによる。

2 前項の給与については、第五条及び第六条の規定を準用する。

3 司法修習生には、第一項の給与の外、当分の間、一般の官吏の例による給与を支給することができる。

第九条 裁判官の報酬及び司法修習生の給与等に関する細則は、最高裁判所がこれを定める。